浦和特別支援学校体育館開放規程

第１条　利用許可

体育館は、授業および行事等の学校運営上支障のない限り、埼玉県条例・規則および県立学校体育施設開放事業実施要領等の規定に基づき、利用を許可することができる。

第２条　開放日及び開放時間

（１）土曜日、日曜日及び祭日の午前９時から午後６時とする。ただし、学校行事当日とその準備期間は貸し出しを行わない。

（２）　その他、校長が認めた時間。

第３条　利用手続

利用の際、管理責任者に開放施設利用許可証を提示する。

第４条　利用の禁止

次の者については、体育館の利用を禁止する。

（１）　他人に迷惑となる行為をしたり、危険な利用行為をする恐れのある者。

（２）　管理指導員の指示及び利用者心得を守らない者。

（３）　その他校長が不適当と認めた者。

第５条　利用の対象

利用できるものは、次のとおりとする。

（１）フロアー（２）体育用具（消耗品を除く）（３）椅子（４）清掃用具（５）ステージ

第６条　利用者の責務

（１）　体育館の施設・設備を使用する場合は、管理指導員の指揮・監督のもとに、県立学校体育施設開放事業の規定及び体育館利用者心得を遵守し、事故防止及び施設設備の保全に努めなければならない。

（２）　利用者は、体育館の施設・設備・用具を損傷または亡失した場合は、その損害について賠償するものとする

（３）　利用中に生じた自己の責めに帰する事故に関する責任は、利用者が負うものとする。

（４）　使用者は準備ならびに使用後の整理･清掃について責任をもって行い、使用に際しては管理指導員または本校教職員の指示に従うものとする。

（５）　利用者はスポーツ障害保険等に必ず加入するものとする。

第７条　管理指導員の職務

（１）　体育館の解錠並びに施錠

（２）　利用許可証の確認

（３）　利用者の安全管理指導

（４）　利用前後の施設設備及び火気の点検

（５）　利用後の清掃指導

（６）　管理指導日誌の記入

（７）　事故その他、異常事態が発生した場合の諸連絡

（８）　その他の体育館利用者心得に関すること。

第８条　鍵の管理

体育館の使用を許可された場合、管理指導員は所定の箱から体育館の鍵を借り解錠し、使用後は戸締まりを確実に行い、直ちに返却する。

第９条　照明料

埼玉県浦和特別支援学校体育施設開放規程第５条でいう照明料は、体育館は１時間当たり１７０円とする。照明使用時間は、管理指導日誌に３０分単位で記載する。３０分未満の時間は切り上げとする。

納入方法は、１か月毎に各利用団体あて郵送された納入通知書兼領収書により、納入期限内に金融機関から払い込むものとする。

付則　本規定は、平成１１年４月１日より施行する。

付則　本規定は、平成２４年２月１日より施行する。

付則　本規定は、平成２８年４月１日より施行する。

付則　本規定は、令和６年４月１日より施工する。